

松井真子がこのたび提出した”From Sultan’s Favors to Instruments of European Expansion: Transformation of Ottoman Capitulations towards the Age of Free Trade” (スルタンの「恩恵」から近代西欧拡大の「道具」へ：オスマン帝国のカピチュレーションの変容過程と自由貿易)と題する学位申請論文は、序章と結論に6章が挟まれた全8章構成の英文による論文で、A4用紙約250ページからなる。

本論文は、19世紀半ばにイギリスが牽引する形でヨーロッパ諸国が域外にかぶせた自由貿易条約網の発達をめぐって、ヨーロッパに隣接するオスマン帝国に焦点を絞り、17世紀以来オスマン皇帝（スルタン）がヨーロッパ諸君主に与えてきた居留・通商特許を中心とする恩恵（カピチュレーション）が、対外貿易のみならず帝国域内の貿易や専売制度にまで及ぶヨーロッパ側の既得権益に変容していった過程を多数の条約の条文の解読にまで踏み込んで克明に跡づけ、アジアへの自由貿易体制拡大のいわばひな型が形成されたことを示す力作である。

序章では、本論文の問題意識が提示され、ヨーロッパの秩序が地球を包摂する以前において、複数の地域システムが併存していた状況からヨーロッパ勢力が域外に拡大していくことで生じたシステム間関係の分析からアプローチすることが明らかにされる。

第1章（分析枠組）では19世紀以前の世界は、一枚岩的な世界システムではなく、ヨーロッパ、中東、南アジア、東アジアなどが各々異なる地域秩序から構成されるシステムから構成されていることを確認し、システム間関係の分析視角を提示する。とくに非ヨーロッパ地域の間では、基本的に自由な通商を保障する条約関係が成立しており、進出してきたヨーロッパ商人はその制度の下で自由な交易に参入できたことを明らかにする。

第2章（スルタンの恩恵としてのカピチュレーション）では、地中海を媒介とする4つの文化圏、すなわちラテン・カトリック文化圏、ビザンツ・東方キリスト教文化圏、アラブ・イスラーム文化圏、トルコ・イスラーム文化圏の交流とイスラームの国際秩序観とを背景にしてカピチュレーション制度が形成されたことを明らかにした上で、ヨーロッパ諸国との関係を調べる。すなわち、幾多の条約を調査・分析することにより、スルタンによる一方的な恩恵という特徴だけでなく、戦争を終結させる講和条約という相互的な取り決めの中にも互恵的な通商条項が含まれている事例が多いことを指摘し、互恵的な恩恵の側面もあったことを指摘する。

第3章（変容するカピチュレーションの恩恵）では、18世紀、とくにその後半に、カピチュレーションが、ヨーロッパ諸国間関係を律する条約に類似した形式に変容していく過程を明らかにするとともに、オスマン帝国が弱体化するにつれて、ヨーロッパ諸国によるオスマン臣民（キリスト教徒）保護の問題や関税や非関税障壁に対する要求の問題が深刻化していった過程を明らかにする。

第4章（オスマン帝国関税政策の変容）では、オスマン帝国の経済政策の一環として、低輸入関税・輸出規制・内国税制度などの存在を指摘し、18世紀末になるといずれもがオスマン帝国側の裁量ではなく、ヨーロッパ諸国との交渉によって決まるようになっていく過程を明らかにする。すなわち、オスマン側の関税自主権喪失に関わる対ヨーロッパ関係が取り上げられる。

第5章（オスマン帝国の独占制度）では、オスマン帝国が財政難から重要輸出品であるアヘンと絹に対して行われていた専売制度などをはじめとする規制強化をめざしたのに対して、ヨーロッパ側（とくにイギリス）がカピチュレーション違反とみなして、ついに1838年締結のイギリス・オスマン通商協定を嚆矢とする一連の自由貿易条約締結の流れにつながっていくことを明らかにする。

第6章（自由貿易条約とオスマン帝国）では、1838年協定が単にイギリス・オスマン両国の通商問題に限定されていたのではなく、いわゆる東方問題、とくにエジプトの自立志向政権への対処と結びつき、オスマン側がイギリスの軍事援助を切望する中での条約締結の流れだったことを明らかにする。そして、最恵国待遇をはじめとするさまざまな要素がいかにより不平等条約としてまとめられ、ひとつのひな型になったのかを明らかにし、その後、短期間のうちに体系的な不平等条約が東アジアにもたらされ得ることになったことを指摘する。

結論では、以上の実証分析を踏まえて、オスマン帝国が自由な地中海貿易を保障する制度としてのカピチュレーションを提供したのに対し、イギリスをはじめとするヨーロッパ勢力がそれを「自由貿易」の理念に置き換えていった過程を再確認し、それは東アジアに異質な規範としてもたらされたことを指摘して論文を締めくくる。

以上のような内容の本論文は、オスマン帝国とその西方・北方に位置するヨーロッパ諸国との貿易関係を通商条約のみならず講和条約も視野に入れて分析しただけでなく、オスマン領域内の諸制度にヨーロッパ諸国が関与していく過程をも多角的に分析し、恩恵（カピチュレーション）がヨーロッパ側の貿易自由化・国内経済参入への要求根拠に変容していく様子を具体的かつ詳細に描いたものであり、日本内外を見渡してもきわめて高い水準に達した論文である。イギリス、フランス、トルコの公文書館が所蔵する文書を広範に渉猟し、マルチ・アーカイバル・アプローチをとった本格的な実証研究であり、本論文ではじめて明らかになった新たな所見が数多くある。その中でも、とくに次の点を高く評価できる。まず、戦争を終結させる講和条約にカピチュレーションが盛り込まれる事例が多いことに注目し、強いオスマン帝国が弱いヨーロッパ諸国に一方的に与えた「恩恵」が、勢力逆転過程でヨーロッパ側の既得権益に変容していったという従来の見方に加えて、講和と自由な通商の提供とをセットした相互主義的な側面を指摘した。次に、オスマン帝国内部の通商制度（内国税や独占）をめぐる国際関係にも注目したことにより、単に水際（関税率や出入国）をめぐる対立・交渉ではなく、今日の国内制度をめぐる通商摩擦にも通じる国内規制問題を取り上げて、従来の研究よりも総合的な通商関係を描き出した。

このようにきわめて注目に値する論文であるが、弱点がないわけではない。審査委員から

は、通商関係についての詳細な分析に比べると領事裁判権をめぐる問題の扱いが少ないこと、英文論文に鑑みれば英語表現に一部改善の余地があることなどが指摘された。また、今後の課題として、外交関係や国内制度をめぐる既存研究との本研究との接合、東アジアの不平等条約体制との本格的な比較研究などが重要なのではないかと示唆された。

以上のような問題点や今後の課題はあるものの、全体として、17世紀以降のオスマン・ヨーロッパ国際関係に新しい知見をもたらしたのみならず、19世紀中葉以降の不平等条約体制のアジアへの展開、さらには国内制度をめぐる通商摩擦にまで視野を広げたことで学界に対する貢献は大きい。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。